

特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブ

定期総会



2015年7月3日(金)

於 クラブハウス

幕別町札内中央町532-12

会議次第

1. 開会

2. 挨拶 理事長 金子 隆司

3. 議案

(1) 2014年度事業報告

(2) 2014年度収支決算報告

(3) 監査報告

(4) 2015年度活動方針

(5) その他

4. 閉会



2014年度事業報告

1. 特定非営利事業の実施に関する事項 →各月活動予定表、HP参照

1) スポーツ活動推進に関する事業

- ① U-12、U-15のサッカーチームの運営
- ② 幼児から中学生まで対象としたスクールの運営
- ③ 幼児から大人までを対象としたサークルの運営
- ④ 多世代を対象とした「スポーツイベント」を開催し、地域社会の発展と健康の推進を図る。
- ⑤ 地域コーディネーター事業（各種委託事業など）

- ☆ 「幕別町小学校体育授業支援事業」（幕別町委託事業） ※1,762,800円
- ☆ 「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」（文科省委託事業）
※8,882,413円
- ☆ 「地域人づくり事業」（厚労省委託事業）
地域の健康増進に向けたコーディネーター育成<<雇用拡大>> ※ 4,729千円
総合型地域スポーツクラブにおける新分野展開支援<<処遇改善>> ※ 2,525千円
- ☆ 「スポーツ振興くじ助成」（日本スポーツ振興センター）
総合型地域SC活動基盤強化事業 ※2,059,000円
総合型地域SCクラブマネジャー設置事業 ※1,944,000円
マイクロバス設置事業 ※4,000,000円
- ☆ 幕別町スポーツ少年団本部事務局
- ☆ 幕別町スポーツ推進委員（2名）
- ☆ 総合型クラブネットワーク形成促進
- ☆ Dream&Smileプロジェクト促進
- ☆ 各種団体との連携促進
- ☆ クラブリンクJAPAN「全国地域スポーツクラブサミット」主管 11/29～30



決 算 報 告 書

第 4期

自 2014年 4月 1日

至 2015年 3月31日

特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ

北海道中川郡幕別町札内中央町532番地12

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)
2015年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		流動負債 計	0
現 金	2,164,113	負債の部合計	0
現金・預金 計	2,164,113	正 味 財 産 の 部	
流動資産合計	2,164,113	【正味財産】	
		正味 財産	2,164,113
		(うち当期正味財産増加額)	491,784
		正味財産 計	2,164,113
		正味財産の部合計	2,164,113
資産の部合計	2,164,113	負債・正味財産の部合計	2,164,113

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	4,651,153
助成金収入	8,003,000
委託費収入	17,681,146
賛助会員会費収入	5,401,000
寄付金収入	1,969
受取利息収入	253

経常収入 計

35,738,521

【事業費】

事業 支出	26,713,212
当期事業費 計	26,713,212

合計

26,713,212

事業費 計

26,713,212

【管理費】

通信運搬費	94,573
水道光熱費	90,005
旅費交通費	91,866
会議講習費	178,597
事務用消耗品費	20,185
備品消耗品費	472,967
修繕費	23,868
保険料	332,226
租税公課	1,301,585
リース料	63,504
管理諸費	30,132
雑費	26,003

管理費 計

26,003

2,725,511

経常収支差額

6,299,798

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

その他資金収入 計

0

【その他資金支出】

車両運搬具購入支出

5,808,014

その他資金支出 計

5,808,014

当期収支差額

491,784

前期繰越収支差額

1,672,329

次期繰越収支差額

2,164,113

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人幕別札幌内スポーツクラブ
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	4,651,153	
助成金収入	8,003,000	
委託費収入	17,681,146	
賛助会員会費収入	5,401,000	
寄付金収入	1,969	
受取利息収入	253	
経常収入 計	35,738,521	35,738,521

【事業費】

事業 支出	26,713,212	
当期事業費 計	26,713,212	
合計 事業費 計	26,713,212	26,713,212

【管理費】

通信運搬費	94,573	
水道光熱費	90,005	
旅費交通費	91,866	
会議講習費	178,597	
事務用消耗品費	20,185	
備品消耗品費	472,967	
修繕費	23,868	
保険料	332,226	
租税公課	1,301,585	
リース料	63,504	
管理諸費	30,132	
雑費	26,003	
管理費 計	2,725,511	2,725,511

経常収支差額

6,299,798

当期正味財産増加額

491,784

前期繰越正味財産額

1,672,329

当期正味財産合計

2,164,113

特定非営利活動法人幕別札幌スポーツクラブ

理事長 金子 隆司 殿

2014年度特定非営利活動法人幕別札幌スポーツクラブ収支決算監査報告

特定非営利活動法人幕別札幌スポーツクラブの定款第32条により、
2014年度の収支決算について、下記により監査をした結果、経理
簿・収入及び支出調書、預金通帳等、ともに適正に処理されていたので
報告します。

1. 監査日時 2015年6月28日
2. 監査場所 北海きたえーる

2015年7月2日

監事

久保田 智



2015年度事業方針

地域にゆかりのある人々が、いつでもどこでも誰もが、スポーツに関わる活動への積極的に参画できる環境づくりにつとめる。また、スポーツの普及・振興及び、指導力の向上に関する事業を行い、子どもたちの健全育成及び地域社会の発展と健康・福祉の増進に寄与することを目的に、特定非営利活動法人として引き続き活動します。

1. 特定非営利事業の実施に関する事項 →各月活動予定表、HP参照

1) スポーツ活動推進に関する事業

- ① U-12、U-15のサッカーチームの運営
- ② 幼児から中学生まで対象としたスクールの運営
- ③ 幼児から大人までを対象としたサークルの運営
- ④ 多世代を対象とした「スポーツイベント」を開催し、地域社会の発展と健康の推進を図る。
- ⑤ 地域コーディネーター事業（各種委託・助成事業含む）



- ☆ 「幕別町小学校体育授業支援事業」（幕別町委託事業） ※ 1,900千円
- ☆ 「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」（文科省委託事業） ※ 8,900千円
- ☆ 「スポーツ振興くじ助成」（日本スポーツ振興センター）
総合型地域SCクラブマネジャー設置事業 ※ 1,944千円
- ☆ 幕別町スポーツ少年団本部事務局
- ☆ 幕別町スポーツ推進委員（2名）
- ☆ 総合型クラブネットワーク形成促進
- ☆ Dream&Smileプロジェクト促進
- ☆ 各種団体との連携促進



役員名簿

任期 2015年9月1日～2017年8月31日

No	役職	2014年度	2015年度	備考
1	理事	金子 隆司		理事長
2	理事	小田 新紀		
3	理事	高木 美佐子		
4	理事	小川 祥之		
5	理事	小松 正直		
6	理事	小川 耕平		
7	理事	山本 鈴菜		
8	理事	上村 篤		
9	理事	渡部 尚樹		
10				
11	監事	久保田 智	久保田 智	



特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブ 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、地域にゆかりのある人々が、いつでもどこでも誰もが、スポーツに関わる活動へ積極的に参画できる環境づくりにつとめる。また、スポーツの普及・振興及び、指導力の向上に関する事業を行い、子どもたちの健全育成及び地域社会の発展と健康・福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブと称する。

第3条 (事業)

この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表3、4、11号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツ活動推進に関する事業
- ② 施設の管理・運営に関する業務
- ③ 前各号の事業に附帯する事業

(2) その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を中川郡幕別町に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第7条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、理事会の議決を経て別に定める。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とする。

3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

第13条（役員を選任）

役員は、理事会において選出し、総会に報告する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。

3. 理事は、業務を執行する。

4. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条（役員の報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第18条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) 事業計画
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員その他の役職者の選出及び解任
 - (6) 役員その他の役職者の職務及び報酬
 - (7) 借入金の決定
 - (8) 財産の処分
 - (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。理事会の議長は、理事長が任免する。

第25条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の総数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第30条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第31条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第32条（会計及び収支決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第33条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第35条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第36条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

第37条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第38条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める次の役員名簿の通りとし、その任期は、第1回通常総会までとする。

〈役員名簿〉

理事 木村 誠

理事 小田 新紀

理事 鈴木 都生

理事 斉藤 晋弘

理事 川上 紀之

監事 高木 美佐子

3. この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2012年3月31日までとする。